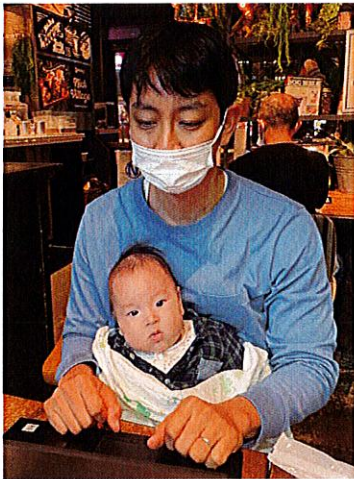




福祉用具事業所のリスクマネジメント

コントロール外の環境で起こる事故への対処法

顧問先の福祉用具レンタル事業所で、利用者がベッドから転落・受傷しその責任を問われるという事件が起きた。事業所としてはベッドの点検等必要な調査をした上で責任は無いものと判断したが、家族は納得しなかった。外岡が改めて状況を調査したところ、レンタル事業所ならではのリスク管理における課題が明らかとなった。その注意点を本号でお伝えしたい。



10月17日、PCC作業をする外岡潤と詠太。

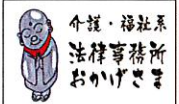
業者にベッド転落事故の責任あり？事実経緯

ご利用者90代女性 要介護度5、認知症。
自宅で家族（息子夫婦）と同居。
3モーターの介護ベッド、同社製サイドレール（ベッド柵）、体位変換機能の付いたエアマットをセットでレンタル。柵は持ち上げることで取り外し可。柵の高さは約50cm。
半年後に、ベッドから転落した状態で家族に発見された。受傷の瞬間は誰も見ていない。利用者は左前腕を骨折、頭部を含む全身打撲。
それまで、ベッド柵を乗り越えようとする等のヒヤリハットは現場で見られなかった。
家族の意向を受け、柵を56cmのものに変更した。
レンタル料を3ヶ月分滞納しており、治療費等を賠償するまでベッドを返還しないと宣言。

外岡新聞

10月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



「介護トラブル相談必携」(民事法研究会)の第二版が、十一月末にも刊行予定です。初版ではメディアエーションについて深く論じましたが、今回大幅に書き直し実務に沿ったQ&A対応や介護保険歴史をアップデートしました。ご期待ください！



○：在宅ケアマネジャー

☆：外岡潤

○：昨年10月号はベッド事故とPL法の特集でしたが、今度は事業者の責任問題ですね。

☆：そうですね。本件のように福祉用具業者（以下「福祉用具」）がターゲットとなることは通常考え難く、正直言いがかりのような印象もあるのですが、改めて考えてみると様々な課題が見えてきました。まずPL法（製造物責任）は「製造、加工又は輸入した者」が対象なので、福祉用具はデイや訪問等と同様、契約責任か、又は不法行為責任を追及されることとなります。

○：福祉用具は訪問等と異なり、現場にいない訳ですから責任を負うことなどあり得ないと思ったのですが…

☆：本件ではそもそも利用者が重度であり柵を乗り越えること自体考え難いため、責任がないことは明らかなのですが、これがもし要介護度3で、乗り越えようとするヒヤリが現場で確認されていたとしたら、どうでしょう。

○：うーん。過失は具体的に予見可能な場合に認められますから、転落した場合、具体的予見可能性ありということで事業者が過失が認定されるのでしょうか。でも、繰り返しになりますが実際に現場を見ている訳ではないので、用具のメンテナンスさえしっかりしていれば、後は利用者と家族の使い方の問題になるんじゃないかと思うのですが…

☆：福祉用具の責任の範囲と内容について正面から論じた裁判例は今の所まだ無いのですが、福祉用具も、他事業者と同様「福祉用具貸与計画」を作成し、モニタリングをする義務を負うところ、そこで事故予防の観点から用具を選定し、利用者や家族に使い方を説明するといったことが専門家としての義務に含まれるというのが原則論ではないかと考えます。やはり使う側は用具の素人な訳ですから。

○：なるほど。

☆：ですが、こんな場合はどうでしょう。全国福祉用具専門員協会のHPで、事故予防の事例として「車いすを導入したが、数ヶ月後モニタリングを行ったところ、導入時の設定では座位保持が困難になっていた。状態の変化に合わせた再設定により座位が安定し、二次障害を防ぐことができた」というも

外岡新聞

10月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



「介護トラブル相談必携」(民事法研究会)の第二版が、十一月末にも刊行予定です。初版ではメディアエーションについて深く論じましたが、今回大幅に書き直し実務に沿ったQA対応や介護保険歴史をアップデートしました。ご期待ください!

のがあり、このようにモニタリングで事故を予防できれば理想的です。しかし、ではモニタリングの前に車椅子から転落したような場合、業者は責任を負うのかという問題を考えてみるとどうでしょうか。

○: 都合よくモニタリングで全ての不備が明らかになるとは限りませんからね。普段のヒヤリハットを事業者間で共有するとなると…ハッ、先生、これってケアマネの責任にもなってきますか?

☆: 判断が難しいですが、基本的には「リスクを認識しながら放置していた」者に責任が及ぶものと考えます。法令上は定期的なモニタリングが義務付けられているに過ぎず、福祉用具が毎日「危険はありませんか」と確認することまでは不可能です。しかし、現場から上がってきたヒヤリの報告を、ケアマネを介して聞いていたにも拘らず、速やかにリスク解消のために動かなかったような場合には、福祉用具単独の責任になるものと思います。もしケアマネが福祉用具に伝えることを怠れば、今度はケアマネの責任ということになるでしょう。

○: それは恐ろしい…ですが、利用者の使い方が悪いということもありますよね。

☆: そういう場合もあるでしょう。飽くまで原理原則論ですから、それほど神経質になる必要もないとは思いますが、本件で言えばもし「ベッド柵を乗り越えそうになった」といった情報を耳にしたら、すぐ高い柵を提案する等事故予防に向けた行動を取るべきであることは明らかです。

○: 分かりました。本件ではベッドを返してもらえず、そこでも揉めそうですね。

☆: 商品を物質(ものじち)に取られてしまうというのが、福祉用具特有の頭の痛い問題です。勿論違法であり、法的には留置権も認められませんから裁判をすれば返却命令を得られるのですが、現実にはそこまで踏み込めないことも多いでしょう。しかし揉めている間はモニタリングもメンテナンスもできず、その間に次の事故が起きれば更にトラブルが深刻化します。結論としては、粛々と裁判を進めるほかないかと思えます。

「仕事が嫌です」と愚痴られたときの素敵な返し方

ディズニースーでタートル・トークという、アニメのウミガメのキャラクターが観客の質問に即興で答えてくれるアトラクションがあるのですが、ネットで報じられていた素敵なやり取りをご紹介します。



客「働きたくないんですけどどうしたらいいですか。」 亀「人間が働くってどういうことなの?」 客「朝起きて会社に行って、嫌なことをさせられお家に帰ります。」 亀「嫌なことってというのは例えばどんなこと?」 客「パソコンっていう機械に向かったり喋ったりします。」 亀「それは誰かを笑顔にしたりとかしているのかい?」 客「してるはず、です。」 亀「じゃあ別に嫌なことじゃないんじゃないかい? ○子は、目の前のことにしか目を向けてないから嫌なことだと思っんじゃないか? その先の、誰かを笑顔にしているってことを、ちゃんと分かればそれは嫌なことじゃなくなるんじゃないかな。どうだい○子?」 「明日から頑張ります。」 (涙声(;▽;))

マックのおもちゃのシール



他愛もない話なんですけどね、次男が生まれる前、上の子一人を連れてマックに入っただけです。おもちゃがもらえるので子供はハッピーセット一択なんですけど、そのときは息子は戦隊もののフィギュア、娘はお姫様の人形でした。

そのとき付いてきたシールが、男女差をよく表しているように思えたんです。男子の方は、シールに1から順番に番号が振ってあり、それぞれ貼る場所が明確に指定されています。一方女子の方は、花柄のカラフルなシールを、好きな場所に自由に貼ってね、というスタイルでした。

偏見かもしれませんが、「男は計画に沿って機械的に進めることが得意」「女は自由で自分で配置を決めてレイアウトすることが得意」という、何か本能的な違いを意識してこうしたのではないかと直感したのでした。これは、社会におけるそのような「思い込み」に基づく無根拠なものなのか、或いは男女間で本当にそうした差が実在している、それに倣ったものなのか? 子供がおもちゃを選ぶ傾向等から、ジェンダーの本質が明らかになるかもしれないと夢想したのでした。

編集後記

おかげ様で家族ともども元気に過ごせており、この前は詠太の出産記念に家族写真を撮りにいきました。▼子供が純粋無垢な時代はあっという間という事は自分の経験からも実感していますが、二度と戻らない今を大切にしたいと思います。▼秋は特にセミナーが集中し、それも言っていられないのですが、月末は山梨に釣りに行ってきます。